

医療事故の届出制度について - 耳鼻咽喉科医の立場から

西台耳鼻咽喉科医院 院長 河原秀明

私は本学会に、医療安全教育セミナー2006・前期から入会させて頂き、医療安全について学習させて頂いております。

以前から、都内の耳鼻咽喉科開業医の集まりである、「東京都耳鼻咽喉科医会」の理事として、医事問題・医療安全に関しての情報収集を担当しておりました。自分自身のみならず、広く医療安全に関する情報を、特にこの医会にも伝えたいと考えていました。

一昨年、日本医師会主催の日医総研・医療安全推進者養成講座に参加し、各分野の総論的な話題を聴くことが出来たのですが、その中でも医師法21条に依る、警察への異状死届出をめぐる問題が、取り上げられていました。この中で、法医学会と臨床系学会とで、異状死の範囲のとりえ方が異なって議論となって来たことが紹介されています。法医学会は異状死を広くとらえ、逆に臨床系学会は明らかな過誤など事件性がなければ全てを届ける必要はないとする見解を示して来ました。結果的には届出先として犯罪捜査を司る警察より、もっと適切な第三者機関を設立すべきという点において両者は一致し、共同声明に至っています。しかし、法医学会がなぜこのように異状死の範囲を広くとらえようとしたのか、理解出来ていませんでした。

今回医療安全教育セミナー2006・後期の東大大学院法医学・吉田謙一教授のご講演で、法医学会の考え方がよく理解できました。詳細はセミナーのレジメに譲りますが、臨床医が「合併症」と判断して届け出ないことの危険性、解剖が紛争を予防しうること、予想もしなかった死因の解明もあり得る、という事例をご紹介頂き、法医学の重要性を改めて認識しました。

この点につき、上記のように東京都耳鼻咽喉科医会会員にも伝えたく、演者の吉田謙一先生と会長酒井亮二先生のご了解を得て、同会会誌にこの内容を投稿させて頂くこととしました。東京都耳鼻咽喉科医会広報担当理事と協議の上、拙稿を同会誌に掲載の方向で進めております。

因みに、耳鼻咽喉科の医療事故による死亡例は幸いなことに他科よりは少なく、私自身または周辺で見聞きした事例がありません。このため、ニュース記事として報道された事例を検討してみます。

.....

「治療中死亡事故で和解成立 日赤と遺族、釧路地裁」

記事：共同通信社 提供：共同通信社 【2005年12月6日】

中耳炎の治療を受けていた二女=当時(13)=が死亡したのは医療ミスのためだとして北海道釧路市の両親が、釧路赤十字病院(吉野実(よしの・みのる)院長)を運営する日本赤十字社(東京)に計約9450万円の損害賠償を求めた訴訟は5日、釧路地裁(片田信宏(かただ・のぶひろ)裁判長)で赤十字社が両親に400万円を支払うことで和解が成立した。

原告側代理人によると、解剖が行われなかったため死因が特定できず、和解文書では病院側に過失があったかは判断できないとされたが、早期解決のためとして裁判所が示した和解案を双方が受け入れた。

訴えによると、二女は2002年8月、鼻から細い管を入れ中耳に空気を通す「通気治療」を耳鼻咽喉科（いんこう）科の男性医師から受けた直後、呼吸が停止し間もなく死亡した。

.....

この「耳管通気」という処置は耳鼻咽喉科においては、開業医においても日常的に行われ、滲出性中耳炎（中耳に滲出液が貯留して難聴を来す中耳炎）や耳管狭窄症（中耳内の気圧が低下、鼓膜が内陥して、耳閉感を来す）の治療に役立っています。しかし、かなり低い発生率ながら、こうした死亡例が散見され、日本耳鼻咽喉科学会医事問題セミナーでも時々取り上げられています。日常的に行われるこの耳管通気処置における死亡例の存在について、処置前のインフォームド・コンセントが必要なのか、しかし現実にはそれはあまりに非現実的ではないか、と結論が出ていません。

一方この耳管通気による死亡例の死因については、気脳症などの例が報告されていますが、症例の収集が十分ではありません。本事例では引用記事のように、医療側の過失の有無も曖昧のまま、民事上、事実上医療者側有責である、「和解」となってしまいました。本事例では刑事立件されていないのですが、この例もきちんと法医学的解剖が行われれば、耳管通気のリスクに関する臨床医学的知見の集積に寄与できたことが予想されます。但しこれが司法解剖であると、警察・検察が解剖結果を公開せず、全く耳鼻咽喉科臨床にフィードバックされなかったであろうことは間違いありません。こうした事例についても、第三者機関の果たすべき役割は大きいと考えられます。

なお、セミナーの吉田先生の講演の内容からは離れるのですが、耳鼻咽喉科では、特に手術における事故において、死亡事例よりも、視力や顔面神経麻痺等の術後後遺症が問題になるケースが多い傾向にあります。こうした事例では、紛争化した時に、民事訴訟裁判においてその時点で医療水準に照らして過失の有無が判断されます。こうした事例も情報を公開し、爾後の同様事故の防止に役立つ必要があると考えられます。

学会理事長の酒井亮二先生から、大学病院医療情報システム（UMIN）でのオンラインによる医療事故報告システムが近々一般公開されるという話をお聞きしました。この内容については2007年3月3日のセミナーでUMINセンター木内教授が詳細を紹介されるとのことでした。

以上一会員からご報告させて頂きました。